

なり止む得ず職の出来ない組合員金百圓、徒弟
五十圓組合創立より六ヶ月以上會費納付者より
實行六ヶ月滿期者組合員の資格なし、出征入營
退營初婚自宅出稼火災病氣、健育にて失業の際
老年にて引退廳長店員工場主寮際は保留となる

購 買 部

第十九條 購買の目的は組合員の使用道具より追
々と日用品を手數料のみにて分配す手數料は半
額基金となし預金す、本部より漸進的に各支部
に發展す

第二十條 組合支部所を當分毛斯倫の染め抜き
にて調製す

第二十一條 組合員にして不徳義ある行動なした
る者は取調べの上相當の處分す

遠方にて不便なる工場は別に規定を定む

大正八年起草者青川三太郎氏の定款第七十條に
かり訂正す

支部長會は可決組合員一同の賛成を得て實行

大正九年九月十五日

大日本美術友染職工組合